

県立学校に対する

「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針」

令和3年1月

埼玉県教育委員会

## はじめに

これまで、県立中学校、県立高等学校における携帯電話の取扱いに関する方針については、『『ネットいじめ等の予防と対応策の手引』の送付並びに生徒が利用する携帯電話等に係る生徒指導の徹底について（通知）」（平成21年1月23日付け教高指第20791号）の中で示した指導方針を参酌し、各校の校内規程等を作成するようお願いしていたところです。

しかし、近年の自然災害や犯罪の発生等から、携帯電話を登下校時の緊急の連絡手段として活用することが期待されている状況を踏まえ、令和元年5月に文部科学省が「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」を立ち上げ、学校における携帯電話の取扱い等について検討し、その審議のまとめを受けて、「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（令和2年7月31日付け2文科初第670号。以下「文部科学省通知」という。）が発出されました。この通知では、学校における携帯電話の取扱いとして中学校や特別支援学校において新たな指針が示されるとともに、「教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう、・・・（略）・・・基本的指導方針を定めて学校に対して示すなどして、所管の学校に対する指導を徹底すること。」とされました。

また、県立高等学校（県立特別支援学校高等部を含む）で高速大容量通信回線の整備が今年度中に完了し、生徒が所有する端末を学校に持ち込んで校内ネットワークに接続し、学習に活用（以下「BYOD」という。）する1人1台環境が実現することになります。

このような状況から、今般の社会状況や本県の現状等を整理し、県立学校に対する「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針（以下「基本的指導方針」という。）」を新たに決めました。なお、今回の基本的指導方針では、新たに県立特別支援学校についても定めております。

各県立学校におかれましては、学校における携帯電話の取扱いに関し、それぞれの実態を踏まえた上で、以下の基本的指導方針に沿って、各学校の指導方針を定め、児童生徒や保護者に周知し、児童生徒に対して適切な対応がなされるようお願いいたします。

## 目次

I	文部科学省通知の内容について	
1	背景	3
2	学校種ごとの携帯電話の取扱い	3
II	携帯電話の範囲・定義について	4
III	現状認識について	
1	社会環境	4
2	本県の学校における携帯電話の取扱いの状況	5
3	ネットトラブル等の状況	7
IV	県立学校における携帯電話の取扱い等（基本的指導方針）について	
1	県立学校における携帯電話の取扱い	8
	(1) 共通事項	
	(2) 学校種ごとの携帯電話の取扱い	
	ア 県立中学校	
	イ 県立高等学校	
	ウ 県立特別支援学校【小・中学部】	
	【高等部】	
2	県立学校における携帯電話の取扱いを定着させるための取組	12
	(1) 県立学校における情報モラル教育の着実な実施	
	(2) 「ネット上のいじめ」等の防止に関する取組の徹底	
	(3) 家庭等に対する働き掛けの徹底	

## I 文部科学省通知の内容について

文部科学省通知の別添1（学校における携帯電話の取扱い等の見直しについて（令和2年7月）（概要））にある内容は以下のとおりです。

### 1 背景

- ・近年、児童生徒への携帯電話の普及が進んでいるとともに、災害時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた時などに、携帯電話を緊急時の連絡手段として活用することへの期待が高まっている。
- ・これを踏まえ、文部科学省として有識者会議を設置し、平成21年に発出した通知（※）の見直しに係る検討を行った結果をもとに、学校における携帯電話の取扱い等について、学校及び教育委員会等の取組における基本的な考え方を周知する。

（※「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（平成21年1月30日付け初等中等教育局長通知）

### 2 学校種ごとの携帯電話の取扱い

#### （1）小学校

○原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。（※平成21年の通知と同じ）

#### （2）中学校

○原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。（※平成21年の通知と同じ）

又は、

○一定の条件（※）を満たした上で、学校又は教育委員会を単位として持込みを認める。（※令和2年の通知で追加）

※学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられていること。

(1)生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること

(2)学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること

(3)フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること

(4)携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること

(3) 高等学校

○校内における使用を制限すべき。(※平成 21 年の通知と同じ)

(4) 特別支援学校

○各学校及び教育委員会において判断。(※令和 2 年の通知で新設)

## II 携帯電話の範囲・定義について

今回の基本的指導方針における「携帯電話」の範囲・定義を考える際、携帯電話を登下校中の緊急時の連絡手段として活用するという視点が第一に考えられます。

また、今後 BYOD が推進されますが、この基本的指導方針では「携帯電話」と「教育活動を目的とした個人所有の ICT 機器」は別に定義します。

### ○「携帯電話」の範囲・定義

※文部科学省の「『学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議』審議のまとめ」の範囲・定義に準拠する。

①フィーチャーフォン（いわゆる「ガラケー」）

②スマートフォン

③子供向け携帯電話（基本的な通話・メール機能や GPS 機能のみを搭載しているもの）

※「教育活動を目的とした個人所有の ICT 機器」については、それぞれの学校で実施する教育活動に違いがあるため、本指導方針の対象外とする。

## III 現状認識について

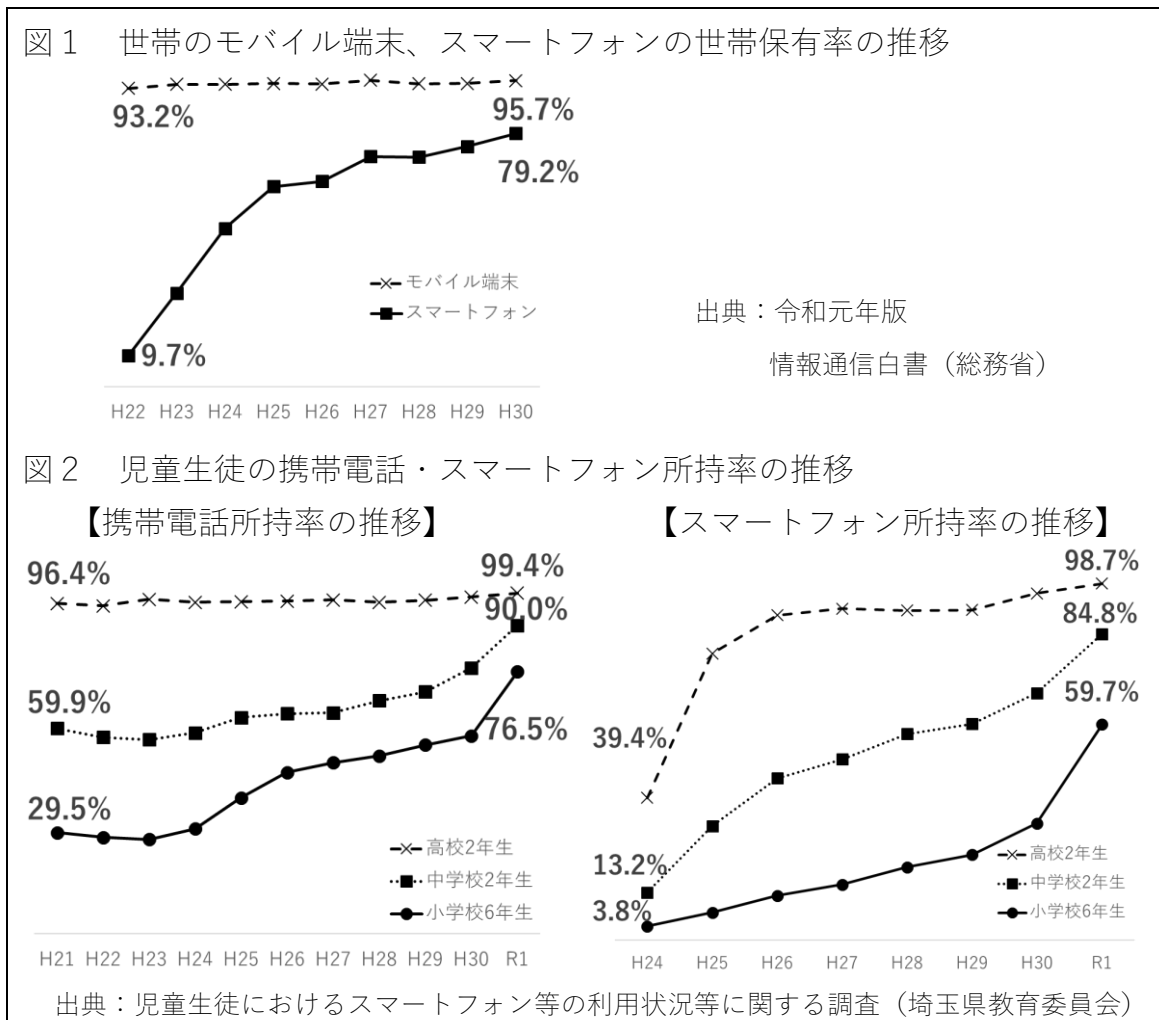
### 1 社会環境

全国調査によると、世帯におけるモバイル端末保有率は高止まりで推移していますが、スマートフォンの保有率は急速に上昇しています（図 1）。

また、本県の調査によると、児童生徒の間でもスマートフォンの所持率は高まっており、令和元年度の小学校 6 年生の約 6 割が自分専用のスマー

トフォンを所持しています（図2）。

このようなことから、携帯電話の利用は、技術の進歩に伴い、スマートフォン等が誕生したことで、生活の一部になりつつあり、社会環境や児童生徒の状況は変化しています。



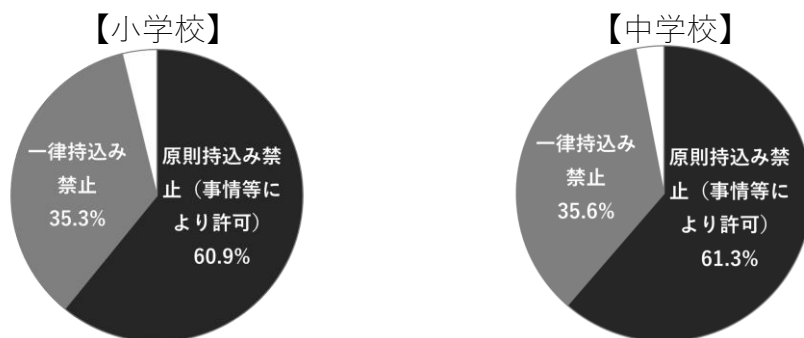
## 2 本県の学校における携帯電話の取扱いの状況

本県の調査によると、学校における携帯電話の取扱いの状況は以下のとおりでした。

- ・公立小・中学校では、9割以上の学校が原則又は一律持込み禁止としていますが、約6割の学校では一定の理由・事情に限りて持込みを認めています（図3）。
- ・公立高等学校では、ほとんどの学校で持込みを認めています（図4）。
- ・公立特別支援学校では、児童生徒の安全確保の観点から、持込みを認

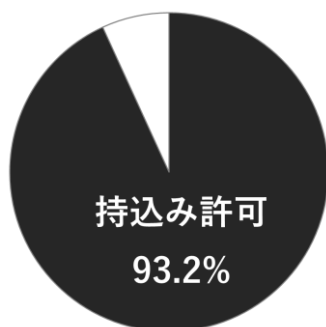
めている学校があります（図5）。

図3 携帯電話の持込みを原則又は一律持込み禁止としている小・中学校の割合（令和元年度）



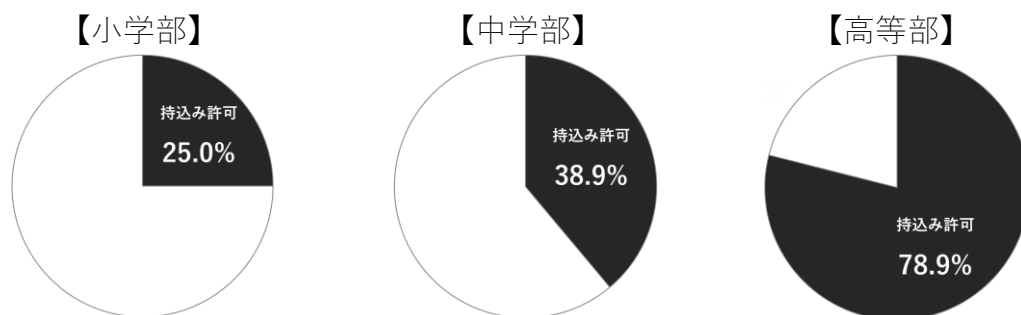
出典：埼玉県公立学校における携帯電話の取扱い等に関する調査（埼玉県教育委員会）

図4 携帯電話の持込みを認める高等学校の割合（令和元年度）



出典：埼玉県公立学校における携帯電話の取扱い等に関する調査（埼玉県教育委員会）

図5 携帯電話の持込みを認める特別支援学校の割合（令和元年度）



出典：埼玉県公立学校における携帯電話の取扱い等に関する調査（埼玉県教育委員会）

#### 【公立小・中学校等における携帯電話の取扱い状況について】

図3にある公立小・中学校で「原則持込み禁止（事情等により例外的に許可）」が約6割という状況は、公立小・中学校の通学距離が全体としてそれほど遠くなく、携帯電話を緊急時の連絡手段として活用するのは個別の対応で十分なためであると考えられる。

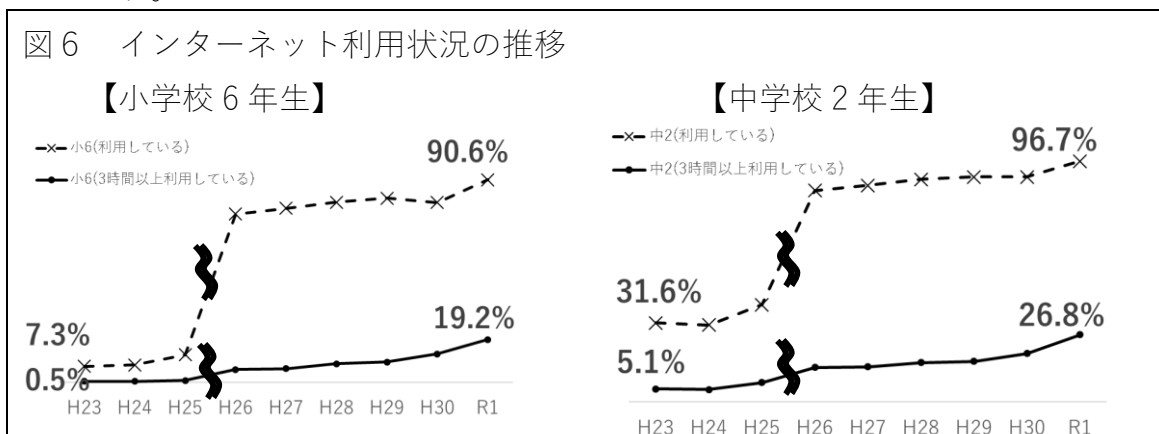
このようなことから、児童生徒の携帯電話所持率の上昇や機器の利便性の高まりから、緊急時などの連絡手段として携帯電話を利用したいという保護者や児童生徒のニーズは一定数あるものと推測できます。これは、児童生徒が学校で活動している間は、保護者との連絡は学校が担いますが、登下校時、児童生徒は常に学校の管理・監督下にあるわけではないからです。

また、持込みを認めた学校は、持ち込んだ携帯電話の盗難、紛失やネットいじめなどの各種トラブル等に対して、以下のような取組を学校の実態に応じて実施しています。

- ・携帯電話の紛失等のトラブルが発生した時の責任の所在を、事前に児童生徒や保護者に説明しています。
- ・携帯電話の保管方法は、「児童生徒自身がカバンに入れて保管」や「鍵付きロッカーに入れて保管」、「教室を移動する際は教員が預かる」など、取扱いを定めて児童生徒に指導しています。
- ・ネットいじめやマナー違反、ネット依存に対しては、授業や集会など様々な場面を活用して児童生徒に指導を行っています。
- ・児童生徒が学校等で決めたネット利用のルールを家庭に持ち帰り、意識啓発を図っています。

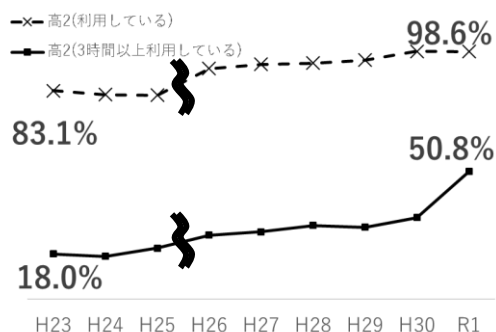
### 3 ネットトラブル等の状況

本県の調査によると、長時間インターネットを利用する児童生徒が増えています（図6）。また、民間の調査によると、インターネットを長時間利用する児童生徒ほど、ネットトラブルを経験しやすいとの結果も出ています。





### 【高校2年生】



出典：児童生徒におけるスマートフォン等の利用状況等に関する調査（埼玉県教育委員会）

※平成25年以前は自分専用の携帯電話を持っている者の利用状況

III-1にあったようにスマートフォン等の普及が進んだ一方で、インターネットを介して不特定多数の者をつながるSNS（ソーシャルネットワークサービス）等が利用可能となりました。インターネットが児童生徒の生活の一部となってきた中で、スマートフォン等の間違った利用がなされることで、ネットトラブルの増加が懸念されます。

また、ネットトラブルも多様となっていて、ネット上で知り合った人の家に誘い込まれ被害に遭うような命の危機につながる事件も報道されています。

## IV 県立学校における携帯電話の取扱い等（基本的指導方針）について

### 1 県立学校における携帯電話の取扱い

#### （1）共通事項

県立学校における携帯電話の取扱いについて、県立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校全てに共通する事項を以下に示します。

携帯電話は、児童生徒のネットトラブルの増加や授業専念の妨げが懸念されるため、教育活動を目的とした個人所有のICT機器の持込みを除き、学校における教育活動に直接必要のないものである。

「携帯電話」や「教育活動を目的とした個人所有のICT機器」の正しい使い手となれるように、児童生徒自らが携帯電話やインターネットの利用を律することのできる力を養うことが重要である。

そのために、インターネット利用のルールについて、学校、児童生徒、保護者が主体的に考えたり、協力したりできる機会を意図的に設けるように努める。

## (2) 学校種ごとの携帯電話の取扱い

### ア 県立中学校

県立中学校は市町村立中学校に比べて、県内全域が学区であるため生徒の通学時間が長く、公共交通機関を利用している生徒も多くいます。そのため、生徒の通学時の緊急連絡手段としての携帯電話の必要性は高いと考えられます。

また、中学生の携帯電話所持率やインターネット利用率などが高まる中、一律に持込みを禁止するのではなく、学校と家庭・地域社会との連携を通じ、生徒自らがインターネット等の利用を律することのできる力を養うことが特に重要です。

そのため、県立中学校における携帯電話の取扱いについては以下のとおりとします。

文部科学省が示した四つの条件（自らを律するルールづくり、紛失等トラブルの責任の所在の明確化、保護者による適切なフィルタリング設定、学校及び家庭における適切な指導の実施）を付した上で校内への携帯電話の持込みを認める。

校内における携帯電話使用の制限内容、持込みを認める際の手続、校内での管理方法、登下校中の取扱い、自らを律するルールの内容等は実態に応じて学校で定める。

### イ 県立高等学校

県立高等学校は、県内全域が学区であるため生徒の通学時間が長く、公共交通機関を利用している生徒も多くいます。そのため、ほとんどの学校が通学時の緊急連絡手段としての携帯電話の必要性を認め、校内への持込みを認めています。

また、令和3年度から全県立高等学校において、生徒自身が所持している ICT 機器を授業等の教育活動で活用することが「県立高校版 ICT 教育ガイドライン」によって定められています。

高校生の携帯電話利用は既に生活の一部となってきた状況の中、一律に使用を禁止するのではなく、学校と家庭・地域社会との連携を通じ、生徒自らがインターネット等の利用を律することのできる力を養うことが特に重要となります。

そのため、県立高等学校における携帯電話の取扱いについては以下のとおりとします。

校内への携帯電話の持込みを認めた上で、学校及び地域の実態を踏まえ、教育活動に支障が生じないよう校内における使用制限など各種の取扱いについて各学校で定める。

教育活動を目的とした個人所有の ICT 機器の使用などの取扱いについても各学校の実態に応じて定める。

## ウ 県立特別支援学校

### 【小・中学部】

県立特別支援学校小・中学部においては、県内で学区が定められており、ほとんどの児童生徒がスクールバスを利用して通学をし、下校の際には放課後等デイサービスを利用する児童生徒もいるなど、通学の安全は守られています。

また、県内の公立小・中学校では、9割以上の学校が原則又は一律持込み禁止としています（P6 図3）。

しかし、「保護者が児童生徒の携帯電話の GPS 機能により所在確認をすること」「児童生徒の携帯電話を体調急変時の緊急連絡手段とすること」「児童生徒が持ち込んだ ICT 機器が学習ツールや支援ツールとなること」など、個別の児童生徒の状況に応じた取扱いのニーズがあることも考えられます。これは、令和元年度の調査において特別支援学校小学部の 25%、中学部の約 40%は携帯電話の持込みを学校として許可していた（P6 図5）ことから分かります。このように、県立特別支援学校小・中学部では、障害の状況に応じた様々な対応が必要であることから、児童生徒の実態や状況を考慮する必要があります。

そのため、県立特別支援学校小・中学部における携帯電話の取扱いについては以下のとおりとします。

携帯電話を校内に持ち込むことは原則禁止とするが、個別の事情に応じて例外的に校内の持込みを認める。

児童生徒に対して柔軟に対応する必要もあることから、上記の取扱いを原則としながら、教育活動に支障が生じないよう携帯電話の取扱いは各学校の実態に応じて定める。

持込みを認める個別の事情の内容、校内における携帯電話使用の制限内容、持込みを認める際の手続、校内での管理方法、登下校中の取扱い、自らを律するルールの内容等は実態に応じて学校で定める。

### 【高等部】

県立特別支援学校高等部においては、学区が定められスクールバスで通学している生徒もいれば、県内全域から公共交通機関などを利用して通学している生徒も多くいるなど、通学の状況は様々です。

さらに、令和3年度から生徒自身が所持している ICT 機器を授業等の教育活動で活用できる環境が整う予定です。そのため、生徒が持ち込んでいる端末を授業等での「学習ツール」や、コミュニケーション、道案内などの「支援ツール」として活用することができるようになります。

このように、県立特別支援学校高等部生徒の携帯電話利用は既に生活の一部となってきた状況の中、一律に持込みを禁止するのではなく、学校と家庭・地域社会との連携を通じ、生徒自らがインターネット等の利用を律することのできる力を養うことが特に重要となります。

また、県立特別支援学校小・中学部と同様、高等部においても障害の状況に応じた様々な対応が必要であることから、生徒の実態や状況も考慮する必要があります。

そのため、県立特別支援学校高等部における携帯電話の取扱いについては以下のとおりとします。

校内への携帯電話の持込みを認めた上で、学校及び地域の実態を踏まえ、教育活動に支障が生じないよう校内における使用制限など各種の取扱いについて各学校で定める。

教育活動を目的とした個人所有の ICT 機器の使用などの取扱いについても各学校の実態に応じて定める。

## 2 県立学校における携帯電話の取扱いを定着させるための取組

### (1) 県立学校における情報モラル教育の着実な実施

学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力の一つとして「情報活用能力（情報モラルを含む）」が示されています。そして、学習指導要領解説（総則編）では、「情報モラル」を「自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」「犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること」「情報機器の使用による健康との関わりを理解すること」と具体的に示されています。

携帯電話等の情報機器を通してインターネットを利用することが生活の一部になりつつある児童生徒に、情報モラルを学校で指導することは極めて重要となっています。そのためには、「道徳」「情報科」「公民科」「特別活動」のみで情報モラル教育を行うのではなく、各教科や生徒指導との連携を図りながら、各学校の特色を生かした教育課程を編成し、より一層の情報モラル教育の充実に努めていく必要があります。

教育課程を編成する際には、以下に留意くださるようお願いします。

- ・各教科の授業の中で計画的に情報モラル教育を取り扱うこと。
- ・授業等において、文部科学省や県教育委員会などが作成している資料等の活用を検討すること。
- ・外部講師による講演会を計画すること。
- ・「児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動」（※）に積極的に取り組むこと。

#### ※ 「児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動」

令和2年5月7日付け教生指第37号で発出した児童生徒のネットトラブル防止の取組

「児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動」とは、以下①②を満たす活動

- ① ネットトラブル防止を目的としたルールを学校で作成すること
- ② ルール作成の際に児童生徒が主体となった活動（学級での話し合いなど）を実施すること

### (2) 「ネット上のいじめ」等の防止に関する取組の徹底

いじめ防止対策推進法第2条（定義）では、「・・・心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）・・・」とあり、「ネット上のいじめ」も同法でいうところの「いじめ」と定義されています。

「ネット上のいじめ」を防止するためには、同法にある以下の内容を踏まえ各学校で取組を進めていくことが必要です。

**【18条2項にある「教職員の資質の向上」】**

- ・ 県教育委員会が作成した生徒指導ハンドブック等を活用し、いじめ防止に関する指導力向上を目的とした教職員研修の実施

**【19条1項にある「児童生徒・保護者への啓発」】**

- ・ 各種資料を授業等で活用・保護者に配布等
- ・ 外部講師による講演会の実施
- ・ 児童生徒が主体となって作成したネット利用ルールの周知

**【19条2項にある「ネット上のいじめ監視体制の整備」との連携】**

- ・ 県教育委員会が実施しているサイト監視で得られた情報の提供を受け、速やかにいじめ等の対応を行うこと

### **(3) 家庭等に対する働き掛けの徹底**

携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかは、保護者が児童生徒の置かれている状況をよく把握した上で判断していただく必要があります。

また、携帯電話を児童生徒に持たせる場合は、児童生徒が「ネット上のいじめ」やトラブルに遭わないように家庭で定期的に携帯電話の使い方話し合っただけでなく必要があります。

そのため、学校は以下に示すように様々な場面を通じて家庭に意識啓発を図ることが重要です。

- ・ 県教育委員会が送付しているネットトラブル注意報等各種資料の保護者会等での説明・配布
- ・ 外部講師による講演会（e-ネットキャラバン等）の実施
- ・ 児童生徒が主体となって作成したネット利用のルールを周知するなどして、家庭におけるルール作成等の推進
- ・ 家庭に適切なフィルタリングサービス利用の働き掛け